

## 明恵上人の高山寺庵室について

建築物研究室・建築

### 一

昭和32・33年度に、建築研究室は他の研究室と協同で、高山寺と仁和寺の聖教類を調査し、その中、特に高山寺の建築絵図類に注意した結果を標題の下で報告する。それら絵図は高山寺の境内図と個々の建築の平面図であり、後者には国宝に指定されている同寺の石水院（五所堂）に関するものが多く、別に他の庵室図があつた。石水院は明恵上人の庵室と説かれているが、調査をすすめるとそうではなく、いままでの理解に誤りがあることを見出した。<sup>(※)</sup>そのことを指摘すると共に、他の庵室図について考える所を述べ紹介する。

(※) 五所堂は明治31年3月31日付で、古社寺保存法による特別保護建造物となり、法律改正で重要文化財と変り、昭和28年3月31日には新国宝に指定された。「指定文化財総目録・建造物編」（昭和33年10月刊）の下欄外の説明に「伝後鳥羽院御学問所、貞応3移」とある。この建物について、日本建築学会近畿支部建築史研究分科会は昭和31年8月に見学会を行い、検討を加えた。その後、筆者はこの建物が「高山寺縁起」のいう東経蔵ではないかと考え、翌32年11月、日本建築学会近畿支部研究発表会で、高山寺石水院の経緯を追求して、加茂から移された石水院庵室は現在では残っていないことを説いた。その時にこれが東経蔵の遺構と考える旨を述べた

が、詳しくは説き得なかつたので、その点をその後に加えた資料を以て説明するものである。

### 二

まず庵室図について高山寺所蔵のものを挙げると(第1図参照)、現在の整理番号は第157箱の4、紙本墨書、縦29.2cm 横51.0cmで、北と書入れてある方を上にした時左上に、長方形の朱印「高山寺」が逆に押してある。南北2間、東西4間の平面、詳しくは、東の1間の北には「ツチ」と書き、土間であり、南には「ヒロヒサシ」で板間をあらわしているから、その部分は庇と解釈出来るので、母屋3間にして東の1面に庇をとりつけた三間一面の建築である。母屋3間の中、西1間と、中央の方2間とにわけ、西間1間の西側は「サクリハメ」と書入れて閉じている。「サクリ」は「決り」で、柱に決り溝をほりつけ、横板を箆め込んだ板壁である。北側は格子遣戸で開き、南側は部戸の図を書入れてあるが、別筆で「ヤリト」とあるから、部と別にその施設もあつたのであろう。間仕切の北の部分は「サクリハメ」で板壁、南には引違戸がたてられている。中央間の南側は藪。北側は壁のようにあらわしているが、その線は補筆であるので疑わしく、加えて

第1図 高山寺所藏庵室図

柱の側に扉を示す印があるから、開戸で開放していたとも思える。東側の庇との間仕切は、土間の部分に対しては「サクリハメ」、広庇には妻戸である。この間の中央に大きく正方形が書いてあるのは座床を意味するのであろう。広庇は吹放しで板敷となり、北の土間へ降るため階段がある。この広庇の東側から南側全体には縁があり勾欄が附けられ、南の中央に階段を設ける。勾欄は西端では南に折れ曲つた体にしてあるから、この建物の西南に別の建物があつたのかも知れない。

この図は、書入れの文字、紙質によつて鎌倉時代のもつと判定され、当時の或る簡単な建物の平面で、東側の土間と広庇がこの建物の入口で、中央間、座床のある所が主室、その奥、板壁を多く使っているのは副室である。主室が昼に使われ、副室は夜の寝間であるのかも知れない。主室の座床を禅床とみなし、鎌倉時代の建物で、高山寺に關係があるものとすれば、これは明恵上人の庵室の一つであると考える。

高山寺には明恵上人の遺跡として、最期の住房であつた禅堂院以外に七処あつたといわれている<sup>(8)</sup>。それらのことは建長5年(1253)撰の「高山寺縁起」に示されているが、その中でこの図に合うものとしては練若台である。縁起は「右閑室者、建保三季夏比、寺中尚稠人之間、点於西峯、構三間一面之草庵、避喧雜事、幽寂為先、故号練若台」と示している。三間一面であること、入口として土間が庇にとりいれられていることは敷地の狭い峯のような場所が考えられることにより一致する。

また、縁起は練若台について「其後北谷去三段許、結一字草室、一両小僧侍者此処云々、兩宇共為古跡、指図別在之」として、練若台が既に亡く、指図を残していると示しているのは注意すべきである。縁起と指図とはもとから別のものであつて、のちに指図が紛れてしまつて、今の縁起にはそれが載せられず、このたび紛れていた指図を見出したことになつたものか。この練若台の遺跡は今も存在しているが、他の遺跡にみられる標石は失われている。

(※) 影山春樹氏論文「高山寺の明恵上人遺跡」『仏教芸術』第28号、昭和31年6月) 参照。

### 三

明恵上人の最期の住房であつた禅堂院について縁起は委しく述べている。建物ははじめ加茂神官能久により、神山の麓、塔ノ尾に設けたのを高山寺石水院に移し、石水院が安貞2年(1228)洪水でこわれたのち、さらに移し建てたもので、それは、三間四面檜皮葺で、西面は持仏堂となり、その南2間の所に1脚の縄床をたて禅床とし、南面を学問所とした。これを主屋として、他に十三重宝塔と法鼓台とがあり、また、もとは禅河院に立っていた二間屋を移立した客殿があり、世事所として山厨煎茶等を設ける二間屋があり、宝塔への渡廊があり、木像真影が安置してあつた。

その建物の一つと思われるものの図として仁和寺所蔵「梅尾禅堂院御庵室差図」を紹介する(第2図参照)。その図は、元來は「伝受類聚抄」にあつたのを江戸時代に写したもので、紙背の文字がにじみ出してみにくい。方2間で、中央にも柱をたてたもの。東面の右の間に扉をたてて入口とし、南面の西の間を壁とした以外は各間共2枚の引違戸としている。北側2間が主室で、それに「土室」と書入れがある。おそらくは土間を意味し、中央柱から西によせて、かこつた部分があるのは「ゆか」をあらわし、禅床が設けてあつたと考える。南側の西の間には弥勒張がおかれているので持仏堂を意味し、東の間には「額突間」あるので、「ケ」の部屋であつたのであろう。<sup>(※)</sup>

この庵室図は禅堂院の建物の内、どれにあたるものか。さきに示した様に禅堂院には二間屋が2棟あつた、そのうち、これは法鼓台の西北角にあつた客殿、すなわち、もとの禅河院の庵室と考えられるものであろう。ただ、客殿とすれば、土間の建物であることはいぶかしく思われるが、最初の禅河院庵室が、そのまま禅堂院にうつされていたとすれば、土間の建物であつても支障ないと思う、樹の上、或は岩盤の上で、坐禅した明恵上人としてみれば、かような土間の庵室を持つていたとしても別に不思議ではないと思うからである。

(※) 「額突」については従來の所、あきらかな説明が加えられていない。

第2図 仁和寺蔵梅尾禅堂院御庵室差図

『門葉記』中に叡山の青蓮院に移されたもとの十楽院の小御所の図がおさめであるが、その中、御中居と常御所との間の箇所に、「ヒタイツキ」と書入れがあり、又同記浄戒院の指図にも「ヌリコメ」等と書入れがあつて御中居と思われる所に「ヒタイツキ」とある。『沙石集』一、上「出離神明祈事」の中には「ヒタイツキシタルケキニヨビ入テ」とあること、同書三、「律学者之学興行相違事」に「ヒタイツキ」の内魚を焼くことを下知するところがあり、いずれも表座敷でない所に設けたものを指している。

#### 四

石水院を引きついで禅堂院はいつまで残っていたものか。高山寺の火災について知られる所を挙げると、まず、『教言郷記』応永14年(1407)2月23日の条に「梅尾坊焼亡」とあるのを挙げる。次いで、『大乘院寺社雜事記』の文明2年(1470)4月30日の条に「梅尾悉以

焼失歟云々、為事実者可歎々々、当社真影等御座、希有在所也、如何哉、能々可尋之、定而如近日者靈所皆以可滅亡也」あり、奈良まで聞えた事件がおこつたらしいが、単にうわさに止つていたかも知れない。さらに天文16年(1547)閏7月5日には、当時高雄城にこもつていた細川国慶を、細川晴元が攻めて、神護寺・高山寺に火を放つたこと、『嚴助往年記』に「梅尾又同前、十三重塔婆已下悉以炎上、諸坊一宇不残、両寺滅却」と見えている。諸坊一宇として残らずとあるけれど、詳しいことはわからないままに、誇張した言い方であろう。また、高山寺蔵『華嚴縁起』第2巻裏書の、元亀元年(1570)と手記ある文中に「是年兵乱之時、足輕共執破為及兵火、所々焼失了」ともある。その後のことは、高山寺蔵文書で、寛保以後のものと思われるものに、

寺中に7宇あつたことを伝え、その中の禅堂院を食堂と説明し、享保2年(1717)4月8日に類焼、「以後自享保七年寅十一月至卯年新造畢」としているものがあるから、禅堂院は享保年間に造替していたことがわかる。ゆえに、応永・文明・天文・元亀と火災が梅尾にあり、それにもかかわらず禅堂院が焼け残つていたとしても、享保の火災には残らなかつたと考えるべきで、石水院から禅堂院へと引きつがれた建物、すなわち、明恵上人の庵室は現在まで残る筈がないと理解する。

(※) 文中に十三重塔焼亡とあるから、その塔を禅堂院中のものと見て、禅堂院はこの時に焼亡しているであろうが、高山寺中全部が焼けたとは思えない。

#### 五

高山寺が、特に室町時代以降信仰をあつめ、火災といえは、奈良までうわさが聞えたのは、既記のように春日神影が祀られていたことによる。しかも、神影開帳には参詣のため人出があつたこと、『康富記』文安元年(1444)10月2日の条に見られるが、なおそれより早く『東寺王代記』康応元年(1389)7月20日の条にも見られ、特別な信仰があつた。また、貴人の信仰を得て参詣があつたことを知る早い例としては『花園院御記』元応二年(1320)九月八日の条に「今日御幸梅尾、朕同参、……巳刻到梅尾、上皇自元御座御影堂也、朕同参、……次参石水院、奉拜春日住吉神体明恵上人所奉享也」とあるものである。これによつて、信仰をあつめていた神影が当時では石水院で祀られていたことを知るのである。しかし、前記のように、洪水で石水院はなくなり、建物は

第3図 高山寺石水院寛永14年改造差図

移されて禅堂院と呼ばかえられていたにもかかわらず、なお、石水院があつたとすれば、それはいかなる建物を指しているのであろうか。春日明神の祀られた建物として『高山寺縁起』は鎮守の社殿があつたのを挙げる。しかし、それは大白光神(インド)・善妙神(シラギ)と対になるもので、西山の傍にあつたことを示している。それと別に東経蔵の項に「当経蔵西面、文暦二年<sup>末</sup>乙、四月廿二日、奉安置春日住吉両大明神御形像畢」ともある。この東経蔵の方が石水院に關係あることは、縁起に「本是羅漢堂東辺立之、而羅漢堂造立之刻、於石水院西岸移造之、且怖火難遠人煙也」とあるのでわかり、位置としては、石水院と谷川をはさんだ西岸であつて、遠くはなれていない。その位置は、寛喜2年(1230)に作成された『高山寺絵図』よつて、正確には金堂より東方、はなれた所であつたことがわかる。かくて、東経蔵が石水院の傍にあり、その西面に春日住吉の南神影が安置されていたものとすれば、『花園院御記』の石水院はこの東経蔵を指しているに他ならない。いいかえるなら、東経蔵が石水院の傍にあつたから、庵室としての石水院が退転した以後、石水院の名をついだと考えるべきであらう。

六

この東経蔵西面に神影を安置することを発願した者は、「喜海上人日記」(『明恵上人』所収)によると藤原家実である。それ故に、その開帳は南都興福寺と關係深く、「十無尽院記」(『明恵上人』所収)や「興福寺濫觴記」によれば、興福寺別当に補せられた者は、かならず、三笠山奥の院であり、

第4図 高山寺石水院寛永14年御影開帳指図

春日の生身の御形像が安置してあるという、この石水院へ参らねばならないことを語っている。興福寺の一乗院或は大乗院はこれを開帳するのに入念であつておろそかにしなかつた。それを機会に建物を修理した。例えば『宣胤卿記』永正15年(1518)10月13日の条に「梅尾石水院春日神影自今日七箇日開帳」とあるのに応じて、寺蔵の棟札に永正16年のものがあり、それに「当院破損之間、南都興福寺并和州之国民、又於京都少々沙門以下令勸進、剩自去年十月十三日至同廿三日十ヶ日之間致開帳上葺下造作□以其功訖旨永正拾六年卯二月十四日地藏院住金剛仏子辨助三才(花押)」とあつて、開帳の前後にかけて修理が行われた。

その様な関係を詳しく示すものは寛永14年(1637)に行われたものがある。開帳の顛末は仁和寺蔵の「石水院開帳記」によるが、その時、石水院を改造修理し、要した費用のことは高山寺蔵の「春日御開帳前後修理入用御帳」でわかる。それ以上に都合のいいことには改造のことを記した指図が仁和寺にあり(第3図参照)、写しは高山寺にもとつてある。開帳記の指図(第4図参照)と改造箇所を示した「梅尾石水院差図」とが一致しているので、図に示される建物で開帳が行われたのである。図によると西間は内陣として春日住吉両神影が安置され、その前面に拝所がある。内陣の北には密経蔵と書入れた間があり、東の広間は顕経蔵と書入れて、東北西の3方には5段の聖経棚が設けられている。すなわち、この建物の中心は顕経蔵であつて、その西面に春日住吉が安置してあり、まさに縁起の東経蔵と合致する。この図により、石水院というのは東経蔵であることに異議をはさむことが出来ないも



A B<sub>1</sub> B<sub>2</sub> D

第6図 高山寺石水院柱の痕跡

この東経蔵が占めていたと思われる位置から、今の位置へ明治22年(1889)に移された石水院の柱間寸法は、寛永14年の「梅尾石水院差図」の書入寸法と全く等しい。石水院には鎌倉時代の遺材が多いので、或は明恵上人造立の東経蔵が改造され今の形になっているのではないか。もし、そうとすれば遺材のどれかに差図と合う点が得られるだろうと、その痕跡を求めて見た。特に柱について注意すると、古い柱と見ても、内部の柱とは思えない程風蝕があるのでいぶかしく、細かに見ると、そのように作った薄い板をはりつけたものであることがわかった。それは移転或は修補の時に古い痕跡を消し見ばえをよくするためになされたものである。しかし、今の使い方と違った痕跡を止めている柱が、第5図Ⅱの平面図で示した位置(A、B、C、Dの柱)にあることを認めた。その柱を寛永の差図と比較すると、Aは東の面に壁の痕跡がある筈がなく(第6図A)、90度回転させて内陣社壇の後壁の跡と見(第6図B<sub>1</sub>)、これに対するBの柱の北面には同じ痕跡があり、その西面には寛永図による扉の方立の痕跡をのこしている(第6図B<sub>2</sub>)。同じ方立痕跡はCの柱(第6図C)にも見られるから寛永の図の通りここに扉があつたもので、改造後、この扉は北の物入(密経蔵)の南間仕切に使われていることがわかった。Bの柱が古いとすれば、寛永図には5段の棚がとりついていたのであるから、その痕跡があるべきだと求めると東北の面に3段分が遺つている(第6図B<sub>2</sub>)。さらに、5段の棚の痕跡を他の柱に求めるとDの柱(第6図D)に残つている

明恵上人の高山寺庵室について

棚板間隔は1.18尺(35.5cm)である。ただし、最上段では今の長押の位置により狭くなり不適当だと見れば、もとは長押の位置が高かったことを示す痕跡が柱上部に残っている。また、この柱の南面は壁であったことを示す痕跡がある。

寛永の図と合う点は、背面で、柱を中にして左右に開く引戸の部分で、そのあたりは建立当初のままらしい。又古い趣を残している西面落板敷のあたりは、そこに春日住吉両神影が奉祀された時に拝所として改造附加されたものであろうと考えれば、文暦2年(1235)の仕事である。それ以外の寛永の指図に合わない点は、後世の改造であつて明治22年移建の時のものと考えていいであらう。

以上のように、今の石水院と寛永差図とを比較すると変つている部分も多いが、けじめけじめに合致する点があり、今は、畳を敷いて座敷となつている所は顕経蔵であつた。また、春日住吉両神影の奉祀されていた部分も改造されているが、その拝所はよく保存されている(ただし向拝は後世のもので昭和修理で整備された)から、この建物は寛永時には石水院と呼び、別に東経蔵とも呼ばれていたもので、それはそのまま、明恵上人が高山寺を建立した頃(建永元年、1266か)の東経蔵となり、石水院としてもとからの庵室ではないといえる。

(杉山信三)